

徳島県病院局管理規程第 6 号

徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 7 月 10 日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員服務規程（平成17年病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項中「とき」を「とき（当該期間に引き続いて新たに休養を要することが明らかとなったときを含む。）」に改め、同条第 2 項を削る。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号 削除

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県病院局職員服務規程の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。